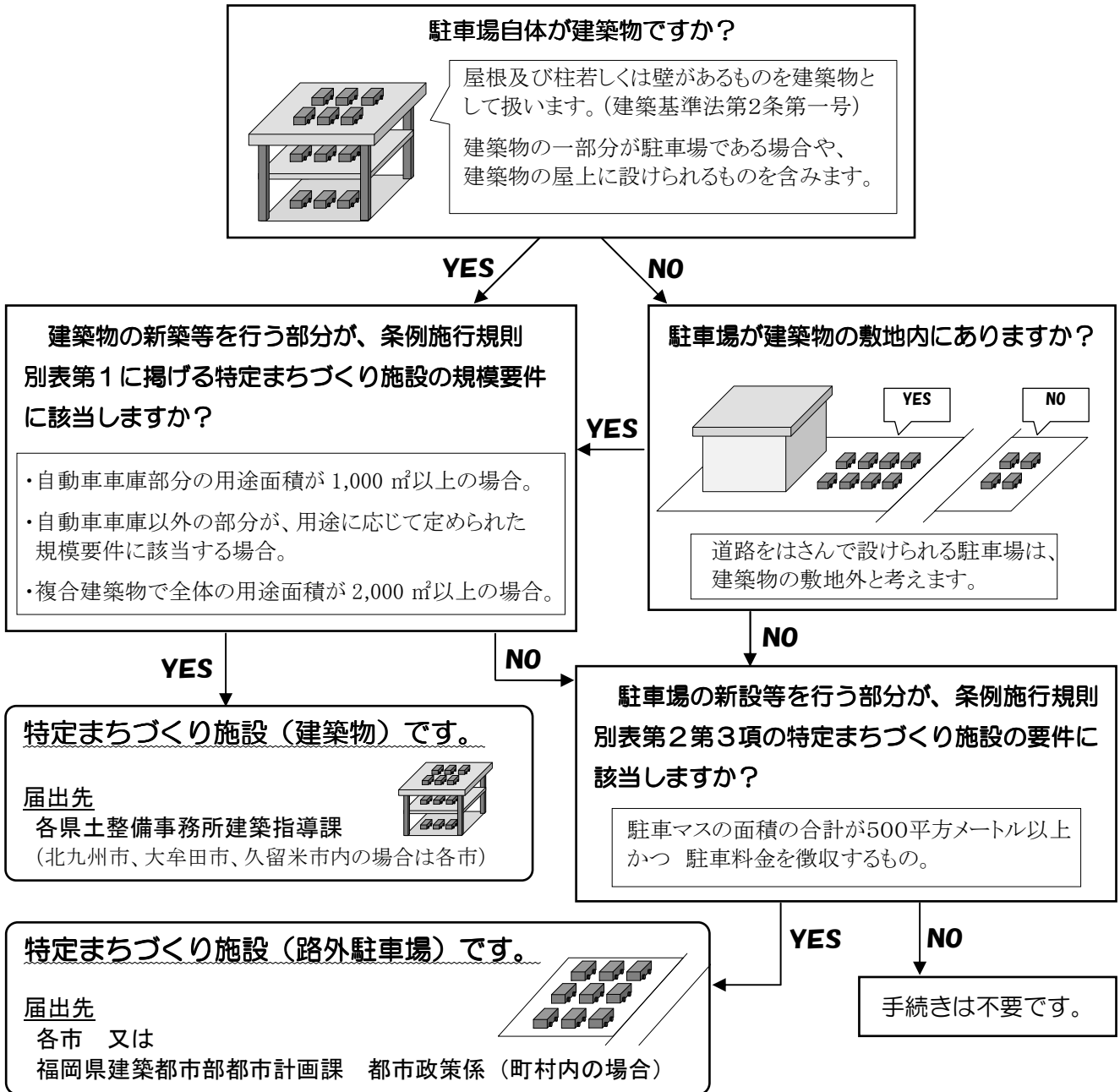


福岡県福祉のまちづくり条例 路外駐車場の届出先について

路外駐車場を設置（変更）する際に必要となる届出は、建築物の場合とそうでない場合とで届出先が異なります。以下のフローによりご確認ください。

※路外駐車場とは、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設で、一般公共の用に供されるものをいいます。（駐車場法第2条第二号）



お問合せ先	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物について <p>福岡県建築都市部建築指導課 企画係 TEL 092-643-3720</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 路外駐車場について <p>福岡県建築都市部都市計画課 都市政策係 TEL 092-643-3712</p>
<p>※福岡市内の場合は、福岡市福祉のまちづくり条例の対象となりますので、福岡市へお問合せください。 ※上記フローで建築物として扱う場合でも、駐車場法による路外駐車場の設置（変更）の届出は、都市計画区域内では対象となります。</p>	